

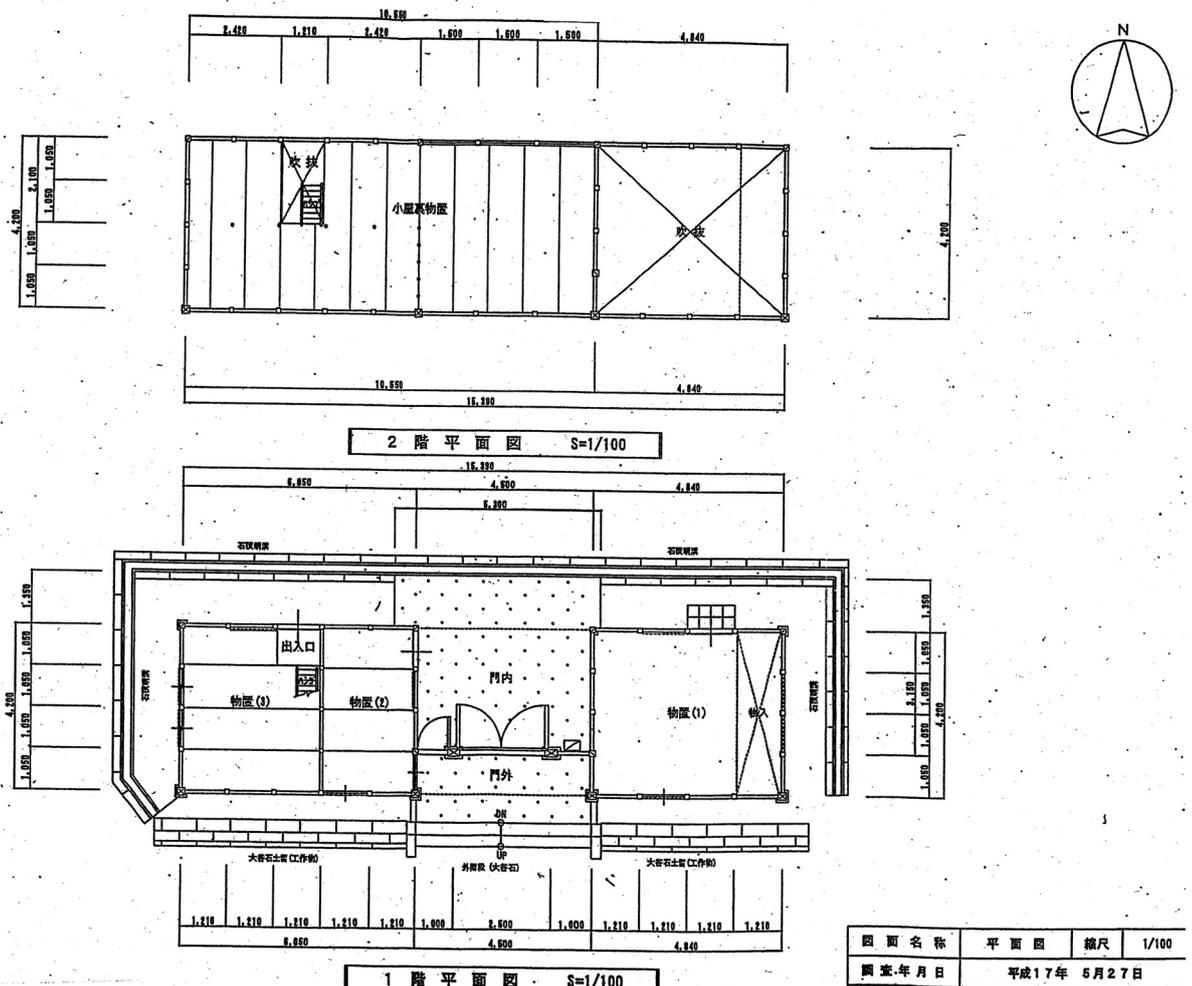
事例 8-1	旧福原家長屋門	所在地	神奈川県藤沢市
条例の種類	藤沢市文化財保護条例		
抵触事項	法第 22 条		
建物概要・活用方法等	江戸時代後期の旧名主の屋敷を構成する建造物の一つである長屋門を解体のうえ、市立公園内に移築し、建築当初の形式である茅葺屋根を復元した。地域の建築文化を知る資料として展示保存を行った。		

### 1. 歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定と主な代替措置の概要

条項	歴史的建築物の活用にあたり適合が困難だった現行規定	安全性確保のための主な代替措置
法第 22 条	法第 22 条の指定区域内にある建築物であるため、屋根の不燃化が求められるが、屋根が茅葺屋根であり、防火性能を有していない。	放水銃を設置



長屋門全景  
 (出典：藤沢市教育委員会 HP  
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/kyoiku/kyoiku/in-kai/kyoikucho/kyoikuchonomado/2009/051.html>)



(出典：藤沢市提供資料)

## 2. 事例の概要

名称／所在地／特定行政庁	旧福原家長屋門／神奈川県藤沢市／藤沢市	
建築基準法適用除外の根拠／指定年	藤沢市文化財保護条例／平成 18 年	
文化財等の指定状況	藤沢市指定重要文化財（藤沢市文化財保護条例）	
建築年	江戸時代後期（推定 1832 年（天保 3 年））	
工事種別	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の様様替 用途変更	
具体的に実施した工事内容	部材を全解体保管し、平成 20 年に移築・再建。 その際に建築当初の形式である茅葺屋根を復元。	
建物概要	従前	従後
主要用途	長屋門	長屋門（展示のみで内部は不使用）
構造／階数／建物高さ	木造／地上 2 階／7.58m	同左
敷地面積	不明	161,620 m <sup>2</sup>
建築面積／延床面積	64.63 m <sup>2</sup> ／106.39 m <sup>2</sup>	同左
用途地域等	市街化区域／第一種低層住居専用地域（指定建ぺい率 30%、指定容積率 50%） ／法第 22 条区域／防火指定なし／風致地区	
立地環境等	藤沢駅から約 2.0km の公園（市立新林公園）内に立地。 公園内であるため近隣に建築物なし。	

## 3. 活用方法

保存活用方針	文化財の保存、継承を第一に、その価値を損なうことはないよう修理においては古材の最大限の保存に努める。
活用方法	藤沢市指定重要文化財（有形文化財）として新林公園内に建築当初の形式を復原し、茅葺屋根の建造物として建築する。
開館時間、職員配置等	9 時～16 時 30 分（月曜日を除く）／指定管理者が常駐

## 4. 代替措置

### 4-1. 安全性確保のための代替措置の内容

#### ①法第 22 条

抵触内容		代替措置	
抵触内容と本来必要だった工事内容	法第 22 条の指定区域内にある建築物であるため、屋根葺き材料が茅であるため、屋根を不燃材料で造るか又は葺く必要がある。	措置内容・目的	火災の早期消火のため、放水銃 2 基を設置。 措置内容の選択理由は、消防との協議等による。
		ソフト対策	-
		結果としての効果	外観上の特徴を忠実に保持している

### 4-2. 併せて実施したその他の工事、ソフト対策等

地震時等の構造安全性の確保	-
出火防止	-
火災拡大防止	-
近隣への延焼防止	-
消防活動の円滑性の確保	-
避難安全性の確保	-
その他の配慮事項	-

### 4-3. 代替措置の内容の担保方法

代替措置の内容の担保方法	-
--------------	---

